○農林水産省告示第六百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年三月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　茨城県東茨城郡城里町大字塩子字倉見二三・字岩谷一一六の一（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を茨城県庁及び城里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第二百三十二号

国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十二年十一月十日政令第三百三十七号）第二十一条に規定する各省各庁の長が定める場合について、以下のとおり、定めたので告示する。

平成二十四年三月九日

国土交通大臣　前田　武志

国の債権の管理等に関する法律施行令第二十一条に規定する各省各庁の長が定める場合は、次に掲げる場合のほか、国土交通大臣が公益上著しい支障を及ぼすこととなるおそれがあると認める場合とする。

一　相殺又は充当をすることが他の債権を徴収する事務に著しい支障を及ぼすこととなるおそれがある場合

二　相殺又は充当をすることが国土交通省の行う事務又は事業の円滑な遂行に著しい支障を及ぼすこととなるおそれがある場合

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第二百三十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十四年三月九日

国土交通大臣　前田　武志

第１　起業者の名称　国土交通大臣

第２　事業の種類　一般国道201号改築工事（行橋インター関連・福岡県行橋市大字延永字ウジシマ地内から同県京都郡苅田町大字上片島字山鼻地内まで及び同町大字新津字野町地内から同町大字新津字浜田地内まで）並びにこれに伴う町道、農業用道路及び農業用水路付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　福岡県行橋市大字延永字ウジシマ、大字長音寺字昭和及び字立村並びに大字草野字深町地内

福岡県京都郡苅田町大字上片島字寺田、字ビハデ、字立村、字立石、字立石屋敷、字妙見田屋敷、字油田、字フスマ、字稗田、字柳原、字船原、字割田、字川田及び字山鼻、大字新津字野町、字塚田、字小堤及び字浜田並びに大字与原字小波瀬地内

２　使用の部分　福岡県行橋市大字延永字ウジシマ並びに大字長音寺字昭和及び字立村地内

福岡県京都郡苅田町大字上片島字寺田、字ビハデ、字立村、字立石、字立石屋敷、字妙見田屋敷、字油田、字フスマ、字稗田、字柳原、字船原、字割田、字川田及び字山鼻、大字新津字野町、字塚田、字小堤及び字浜田並びに大字与原字小波瀬地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、福岡県行橋市大字吉国字中ノ坪地内から同県京都郡苅田町大字二崎字一ノ坪地内までの延長4.3㎞の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道201号改築工事（行橋インター関連）並びにこれに伴う町道、農業用道路及び農業用水路付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道201号改築工事（行橋インター関連）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される町道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第４号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

さらに、本体事業の施行により遮断される農業用道路及び農業用水路の従来の機能を維持するための付替工事は、法第３条第５号に掲げる地方公共団体が設置する農業用道路及び用水路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第１項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を施行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一般国道201号（以下「本路線」という。）は、福岡市を起点とし、飯塚市、田川市、行橋市等を経て、福岡県京都郡苅田町に至る延長約84㎞の主要幹線道路である。

本路線が通過する行橋市及び苅田町には、物流拠点である苅田港、北九州空港を背景に自動車関連産業等が立地しており、本路線は物流等の通過交通を担うとともに、地域住民の生活道路としても利用されている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、自動車交通量が多いにもかかわらず２車線の道路であることから、物流等による通過交通と地域住民による地域内交通とがふくそうし、慢性的な交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

平成22年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、行橋市草野地内で22,378台／日であり、混雑度は1.66となっている。

本件事業の完成により、供用予定である高速自動車国道東九州自動車道の行橋インターチェンジ（仮称）へのアクセス道路が新たに整備されるとともに、本件区間が現道の通過交通を分担することから、現道における交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成19年３月及び平成23年６月に環境影響評価法等に準じて、任意で環境影響調査を実施しており、その結果によると、大気質等については環境基準等を満足するとされており、騒音については環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁の設置により環境基準を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

上記の環境影響調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、文化財保護法（昭和25年法律第214号）、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）等により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は確認されていない。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が４箇所存在するが、このうち２箇所については発掘調査が完了しており、現地保存が必要な遺構等は確認されていない。起業者は、残る２箇所についても福岡県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、現道の交通混雑の緩和を図り、安全かつ円滑な自動車交通を確保することを主な目的とし、道路構造令による第３種第１級又は第３種第２級の規格に基づく４車線の道路をバイパス方式により建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。